



平成23年度

佐渡市ほう賞授与式

ほう賞授与式に出席された方々

(後列左から) 臼杵教育長、内海府小学校の皆さん(児童代表: 多田さん・竹下さん・森川さん・浜口さん、南雲校長先生)

(前列左から) 高野市長、須藤さん、大辻さん、計良さん、金光議長

佐渡市誕生の記念日である3月1日に、5名1団体が平成23年度の市ほう賞を授与されました。市の公職に長年従事し、その功績が顕著な方、市政の発展、文化の向上、その他市民の福祉増進に寄与された方などを表彰するものです。

平成23年度 佐渡市ほう賞

社会福祉功勞

須藤 榮一郎さん(佐和田)
保護司歴30年

保健衛生功勞

本間 透さん(両津)
学校歯科医歴28年

教育体育推進

計良 勝範さん(新穂)
佐渡博物館学芸員40年、新穂村文化財保護審議会委員10年

教育体育推進

本間 英孝さん(東京)
本間家18代当主(重要無形文化財保持者)として佐渡における能楽師の後継者育成、伝統古典芸術の維持。

交通安全推進

大辻 幸作さん(相川)
交通安全協会役員歴54年

善行

内海府小学校(両津)
学校と地域が連携し、環境美化に尽力。二ツ亀海水浴場海岸清掃活動25年など。

4月から「成年後見センター」がスタート

●成年後見制度って？

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない方を保護し、支援する制度です。

●佐渡市の現状は？

現在市内では、少子高齢化などを背景に、後見人を務める家族や親せきがいなことなどから、第三者後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職)への依頼が増えています。現在、その受け手である第三者後見人の人材がきわめて不足し、成年後見制度の申立てはあっても受任者がいないといった事態になっています。

●社会福祉協議会の取組み

佐渡市社会福祉協議会では、成年後見制度が地域で安心して利用できるよう、法人後見(※)の取組みを始めました。また、制度の普及や後見人になられた方のネットワークづくりも行う予定です。

(※)法人後見・・・親族や第三者後見人の個人が後見人になる場合と違い、社会福祉協議会等の社会福祉法人やNPO法人等の場合は法人後見と呼びます。

お問い合わせ

佐渡市社会福祉協議会 ☎81-1155

心身障がい者の方へ

タクシー利用料金を助成しています

市では、心身に障がいのある方を対象に福祉タクシー利用料金を助成しています。

利用券は、年間一人一冊(580円割引券30枚入)が交付され、市の委託を受けた佐渡市および新潟市の一部のタクシーで利用できます。

利用券交付を希望される対象の方は、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑をお持ちになり、最寄りの市役所障がい福祉担当窓口で申請してください。

また、平成23年度の利用券(薄紫色)は3月末日をもって利用できません。引き続き利用を希望される方は、

平成24年度の利用券(黄色)の申請手続きをお願いします。

対象となる障がいおよび等級等

- (1) 身体障害者手帳1級・2級
 - (2) 下肢または体幹不自由の障害程度等級が3級
 - (3) 療育手帳(知的障がい者)「A」
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳1級
- ※外出支援サービスとの併用はできません

お問い合わせ

市役所社会福祉課 障がい福祉係
☎63-5113